

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第120号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の3中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削る。

第19条の2第1項後段中「同項第1号」を「条例第9条第2項第1号」に改める。

第23条の7第1項第1号中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削る。

第27条第2項中「給料月額」の右に「第19条の2第1項の規定による再任用短時間勤務職員の通勤手当の額」を加える。

附則第5項を削る。

別表第1看護職給料表の項中「又はこれに準じるものと任命権者が認める准看護師の職務」を削り、「身体障害者リハビリテーションセンター看護科部長の職務又はこれ」を「課長の職務」に改める。

別表第2条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員の項中「保健師助産師」を「保

「

B		7.6
	0	7.6
C		11.6
	0	11.6

」

健師」に、

を

「

B		7.6
	0	7.6

」

に改め、同表備考3(3)中「、助

産師」、「同法第20条第1号又は第2号に係る助産師」及び「及び助産師」を削り、同備考3(4)中「C 准看護師」を削る。

別表第3(2)保健師助産師の項中「保健師助産師」を「保健師」に、「第19条第1号若しくは」を「第19条第1号又は」に改め、「又は第20条第1号若しくは第2号」を削り、

旧保健婦規則に基づく検定合格者	11	(-) 2
旧助産婦規則に基づく養成所卒業者又は検 定合格者	13	0

を

旧保健婦規則に基づく検定合格者	11	(-) 2
-----------------	----	-------

に改め、同

表(2)看護師の項中

		旧規則に基づく検定合格者	9	(-) 3
C	11	保助看法による准看護師養成所卒業者	11	0

を

		旧規則に基づく検定合格者	9	(-) 3
--	--	--------------	---	-------

に改める。

別表第4 1(2)保健師助産師の項中「保健師助産師」を「保健師」に改め、同表1(2)看護師の項を次のように改める。

看護師	A	1	31 (-1)
-----	---	---	---------

別表第4 4を次のように改める。

4 条例別表第1の4の給料表の適用を受ける職員

資格区分	職務の級	号給
看護師	1	24

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)